

○厚生労働省告示第百三十一号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五第一項第一号並びに法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五条第六号及び第六条第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示
(租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部改正)

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成十五年厚生労働省告示第百四十七号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。の百分の八十を超えること。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。))の場合に限る。を含む)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合に限る。))、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成二十九年厚生労働省告示第百三十四号)に定める予防接種に係る収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする)、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。))並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条に規定する介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費、特別訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特別地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特別計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特別障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

(新設)

(1) 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。))を含む。

(2) 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

(3) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）に定める予防接種に係る収入金額

(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）

(5) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付（次条において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（次条において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（八において「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ (略)

ハ 病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

二 (略)

第二条 前条第一号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ (略)

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

二 (略)

(新設)

(法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正)
第二条 法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成二十年厚生労働省告示第二百九十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。)第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務(病院、診療所、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務(医業その他これに類する業務、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号ロ(6)に規定する障害福祉サービスに係る業務に限る。)をいう。以下同じ。)に係る収入金額(へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。)の百分の六十を超えること。</p> <p>イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。)を含む。)</p> <p>ロ 健康増進事業(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)</p> <p>ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額</p> <p>ニ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分婉に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。)</p>	<p>法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。)第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業について、社会保険診療(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)及び公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)に基づく給付に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)、当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額、助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(一の分婉に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。))並びに次号ロ(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業(当該基準に関する事業を除く。)に係る収入金額の合計金額が、当該法人の全収入金額(当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除く。)の百分の六十を超えること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第三條 法人税法施行規則第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正
 (法人税法施行規則第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正)
 (傍線部分は改正部分)

ホ 次号口(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業に係る収入金額（へに掲げるものを除く。）
 へ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない
 給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共
 団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの
 二 (略)

(新設)
 (新設)
 二 (略)

改 正 後
 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定
 める基準は、事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介
 護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条
 第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する
 業務、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号口
 (5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号口(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務を
 いう。以下同じ。）に係る収入金額（第三号に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限
 る。以下同じ。）の百分の八十を超えることとする。

改 正 前
 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六條第七号に規定する厚生労働大臣の定
 める基準は、事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第
 二十六條第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保
 険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保
 険診療報酬と同一の基準によつて行われる場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分
 の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第
 六條各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四條に規定する健康増進事業（健康診査に係
 るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算され
 ている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えることとする。
 (新設)

一 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六條第二項に規定
 する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二
 年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準に
 よつて行われる場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の
 場合に限る。）を含む。）
 二 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六條各号に掲げる健康増進事業
 実施者が行う同法第四條に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。）に
 係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に
 限る。）
 三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給
 付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体
 の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

(新設)
 (新設)
 (新設)

第四條 医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種
 の表のように改正する。
 (医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の一部改正)
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後
 医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号口(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定
 める予防接種
 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号口(3)に
 規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。
 一 四 (略)

改 正 前
 医療法施行規則第三十條の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定め
 る予防接種
 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十條の三十五の三第一項第二号口に規
 定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。
 一 四 (略)

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の規定は、医療法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、医師会法人等（法人税法施行規則第五条第一号に規定する医師会法人等をいう。以下この項において同じ。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医師会法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、一般社団法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。